

くらしの 情報

家屋評価に協力をお願いします

税務住民課では、9月上旬から新築、増築された家屋の調査を行い、10月中旬頃から家屋評価(※)を実施します。家屋評価の日はあらかじめ通知しますので、当日の立ち会いをお願いします。

なお、家屋の新築、増築などにより不動産を取得したときは、地方税法により60日以内に東部県税事務所に申告する義務があります。正当な事由なく申告をしなかった場合は、過料が料せられることがありますので、早めに申告を行ってください。申告に必要な書類は税務住民課にあります。住宅だけでなく、倉庫や車庫も評価の対象です。

(※)家屋評価とは…新築、増築された家屋について、面積、構造、部材などの調査を行うものです。この調査を基に評価額を算定し、固定資産税算出の基

礎とします。固定資産税は町の自主財源として、まちづくり事業などの貴重な財源となりますので、協力をお願いします。

家屋を取り壊したとき

「滅失の申告」を行ってください。12月27日(金)までに申告を行うことにより、課税台帳から削除され、次年度から課税されなくなります。

所有者が死亡したとき

相続人を代表して納税通知書等を受領する人を指定する「固定資産現所有者等届出書」を提出してください。

【問合せ先】役場税務住民課

☎ 75-41117



会社を退職された人は 国民年金への 変更手続きを

20歳以上60歳未満の人は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。次の場合は国民年金の届出が必要です。

- ・勤務先を退職したときは、厚生年金保険から国民年金へ変更
- ・勤務先を退職した人に扶養されていた配偶者は、国民年金への変更

退職して会社員・公務員などの厚生年金保険の被保険者である配偶者に扶養される人は、配偶者の勤務先へ

手続きに必要なもの

- ・マイナンバーがわかるものか
- ・基礎年金番号がわかる書類
- ・退職の日付がわかる書類

保険料額

国民年金の保険料は毎年度変わります。令和元年度の月額保険料は16,410円です。

【問合せ先】役場税務住民課

☎ 75-41118

薪ストーブの設置・購入 を支援します!

冬シーズンに一日中あたたかく過ごすため、薪ストーブを設置しませんか?

本町では、町内の住宅、事務所に設置する薪ストーブの購入1台につき対象経費の3/10(最大30万円)を補助します。

薪ストーブは「春の日向ぼつ」と同じ遠赤外線効果により、室内の空気はもちろん、身体を芯から気持ちよく暖めてくれます。

薪ストーブの利用で、森の資源が循環し、山の整備が進むことで森が元気になります。町内の事業所も対象ですので、検討ください。

※購入後は対象外となりますので、事前に相談ください。

【問合せ先】役場山村再生課

☎ 75-31117

